

検察官の懲戒処分等の概要

No.	事案概要	処分/措置 年月	処分/措置 内容
1	取調状況等報告書を作成しなかったもの	H24. 4	戒告
2	報告書を作成するに当たり、不正確な内容を記載して提出したもの	H24. 6	減給 6 月 (20/100)
3	利害関係者(被告人)から供応接待を受けたもの(倫理法違反)	H24. 9	戒告
4	飲食店で粗暴な言動をしたもの	H24. 11	減給 1 月 (10/100)
5	56日間の不当拘禁をしたもの(未決勾留日数の看過)	H25. 3	減給 1 月 (5/100)
6	被疑者に対し不適切な言動をしたもの	H25. 9	訓告
7	①権限のない職員に指示して訴訟行為を行わせたもの ②没収できない証拠物を誤って没収求刑し、判決を確定させたもの	H25. 9	訓告
8	公訴時効完成後の起訴及び53日間の不当拘禁をしたもの(時効看過)	H25. 9	減給 1 月 (5/100)
9	セクハラ(身体的接触)を行ったもの	H25. 11	訓告
10	セクハラ(身体的接触)を行ったもの	H25. 11	減給 1 月 (10/100)
11	3日間の不当拘禁をしたもの(確定日等の誤り)	H26. 1	戒告
12	個人面談の際、不適切な言動を行ったもの	H26. 3	戒告
13	セクハラ(身体的接触)を行ったもの	H26. 4	戒告
14	19日間の不当拘禁をしたもの(既に時効完成した事実で勾留)	H26. 5	訓告
15	誤って書類を弁護人に閲覧・謄写させたもの	H26. 5	訓告
16	公務員宿舍の貸与に関する届出を懈怠したもの	H26. 6	訓告
17	盗撮を行ったもの	H26. 6	停職 2 月
18	セクハラ(身体的接触)を行ったもの	H26. 8	減給 3 月 (10/100)
19	セクハラ(性的な内容の電子メールの送付等)を行ったもの	H26. 9	訓告
20 21	違法判決について上司等への報告を故意に行わず、刑を確定させたもの(2名)	H26. 9	戒告・訓告
22	ケンカで相手方に暴行を加え、傷害を負わせたもの	H26. 9	戒告
23	セクハラ(身体的接触等)を行ったもの	H27. 1	訓告
24	自宅等に捜査書類を放置し、適正な管理を怠ったもの	H27. 3	減給 2 月 (10/100)
25	電車内で痴漢を行ったもの	H27. 9	停職 2 月
26	セクハラ(身体的接触等)を行ったもの	H27. 10	戒告
27	証拠品を紛失したもの	H27. 11	訓告
28	道路交通法違反(速度超過)	H28. 3	訓告
29 30 31	処断刑の上限を超えた求刑を行い、処断刑の上限を2か月超えた判決を受け、刑を執行したもの(3名)	H28. 7	減給 1 月 (5/100) 減給 1 月 (5/100) 訓告
32	検察官調書に添付した書面を差し替えたもの	H28. 12	訓告
33	過失運転致傷(加療約1か月の傷害)	H29. 2	訓告

検察官の懲戒処分等の概要

No.	事案概要	処分/措置 年月	処分/措置 内容
34	執務室に捜査書類を放置し適正な管理を怠るなどしたもの	H29. 4	訓告
35	消耗品(約2000円相当)を窃取したもの	H29. 6	減給 6月(10/100)
36	児童ポルノを所持したもの	H29. 9	停職 2月
37	過失運転致傷(全治約3週間の傷害)	H29. 11	訓告
38	14時間の不当拘禁をするなどしたもの(他の被告人と書類を取り違え, 釈放をしなかったもの)	H29. 12	戒告
39	セクハラ(身体的接触等)を行ったもの	H30. 1	減給 1月(10/100)
40	セクハラ(身体的接触等)を行ったもの	H30. 2	戒告
41	セクハラ(わいせつな言辞)を行ったもの	H30. 2	戒告
42	①4日間の不当拘禁(告訴取消し後も釈放しなかったもの) ②書類の紛失	H30. 3	訓告
43	窃盗, 住居侵入	H30. 3	免職
44	盗撮, 建造物侵入	H30. 3	免職
45	セクハラ(わいせつな言辞)を行ったもの	H30. 3	減給 1月(10/100)
46	書類の紛失	H30. 5	訓告
47	セクハラ(身体的接触)を行ったもの	H30. 6	減給 1月(10/100)
48	セクハラ(身体的接触)を行ったもの	H31. 4	訓告
49	未成年者に飲酒させたもの	R1. 6	訓告
50	実刑判決確定者の逃走が発生した旨の報告を受け, 緊急事態に対処する必要な措置を講ずるべきであったにもかかわらず, これを怠ったもの	R1. 8	訓告
51	物損事故について, 同僚の所属庁に対する虚偽報告を黙認したもの	R2. 3	訓告
52	公訴時効を完成させたもの	R2. 3	訓告
53	過失運転致傷(加療約2か月)	R2. 5	戒告
54	緊急事態宣言の自粛期間中, 報道関係者らと金銭を賭けて麻雀を行ったもの	R2. 5	訓告